

令和 2 年第 3 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 4 7 号	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	
	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	3
	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	4

議案第 4 7 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年藤井寺市条例第 3 4 号） 新旧対照表

（第 1 条関係）

改正後	改正前
（対象者） 第 2 条 （略） 2 （略） <u>3 国民健康保険法第 1 1 6 条の 2 第 1 項に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項に規定する病院、診療所又は施設（大阪府内に所在するものに限る。以下「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者を除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第 1 項の規定にかかわらず、本市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は 2 以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。</u> <u>4 前 3 項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、本市の対象者とする。ただし、第 2 項各号のいずれかに該当する者を除く。</u> <u>（1） 継続して入院等をしている 2 以上の病院等のそれぞれに入院等をする</u> <u>ことによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認</u> <u>められる者であって、当該 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等を</u> <u>した際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u> <u>（2） 継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち 1 の病院等から継</u> <u>続して他の病院等に入院等をする</u>こと（以下「継続入院等」という。）に より当該 1 の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在	（対象者） 第 2 条 （略） 2 （略） <u>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7</u> <u>年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設又は児童福祉</u> <u>法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（障</u> <u>害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場</u> <u>所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療</u> <u>の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象</u> <u>者を除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際他の市町村（当</u> <u>該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有してい</u> <u>たと認められるものは、第 1 項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象</u> <u>者とする。</u>

改正後	改正前
<u>する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u> （助成の範囲） 第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養又は生活療養</u>に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2・3 （略）	（助成の範囲） 第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院</u>に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 2・3 （略）

○藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和５５年藤井寺市条例第２３号） 新旧対照表

（第２条関係）

改正後	改正前
（助成の範囲） 第４条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。 ２・３ （略）	（助成の範囲） 第４条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。 ２・３ （略）

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成１６年藤井寺市条例第１４号） 新旧対照表

（第３条関係）

改正後	改正前
（助成の範囲） 第４条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>生活療養</u>に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。 ２ （略）	（助成の範囲） 第４条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は規則で定める医療保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院</u>に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は医療保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）が負担すべき額（以下「<u>医療費</u>」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。 ２ （略）

